

# 宇和島市教育委員会会議録

令和3年9月定例会

令和3年9月24日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 令和3年9月定例会 会議録

1. 開会日時 令和3年9月24日（金）16時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 地下会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓  
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	片山 治彦	教育総務課長	西川 啓之
学校教育課課長補佐	中山 総大	生涯学習課長	富田 満久
中央公民館長	河野 達弘	文化・スポーツ課長	森田 浩二
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	大内 真二
学校給食センター所長 (事務局)	児玉 雅人		
教育総務課総務係長	山口 真史		

6. 付議事件

議案第38号 宇和島市学習交流センター条例の一部を改正する条例  
議案第39号 宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例  
議案第40号 宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

7. 会議概要

(1)開会宣言・教育長報告（午後4時00分）

◎教育長

それではただいまから9月定例の教育委員会会議を開催いたします。

新型コロナウイルスの感染防止については、愛媛県の感染対策期が9月30日まで延長となりました。学校をはじめ様々な現場の対応も大変な状況が続きます。ここ数日は少し、落ち着いてきているようですのでこの状態で推移してくれることを祈ります。

後ほど、事務局からの説明もあるかと思いますが、コロナの影響で作業が遅れておりました宇和島市教育振興基本計画の策定委員会も来月には開催されます。昨年度末に改訂した教育大綱の理念を踏まえて、これを具体化させる内容になると認識しております。この際、特に留意したいことは、山積する様々な課題に対して、諸々の施策を打っていくにあたり、限られた人員・予算で対処するわけですので、業務の優先劣後、取捨選択の拠り所として、最上位目標が見える化さ

れ、共有され、納得されていることが、教育振興基本計画の個別の対応が「それぞれ、ばらばら、ほそぼそ、ちぐはぐ」になることを防いでくれるであろうということです。上位目標の手段であるはずの個別施策の実施そのものが目的化してしまったり、担当分野のみの視野でことを進めた結果、全体最適ではなく部分最適の追求に陥るといった縦割りの行政が指摘を受けがちなことにならぬよう留意したいものです。

お手元に配付のQRコードが幾つか印刷されている資料をごらんください。ここから、具体的な計画を立案するにあたって、必見とも言える動画のリストを作ってみましたので、ぜひご覧いただきたいと思います。1ページ目上から、今、教育界でこの人を知らない人はいないと言われる、前麴町中学校の校長だった、工藤勇一さんの茨城県教育研修センター主催のオンラインでの講演です。タイトルに「学校」とありますが、これは市役所も含めた「組織」や「地域」と読み替えても十分に通用する内容だと思います。初めての民間人校長として和田中学校の校長として大きな成果をあげられた藤原和博さんの動画です。地域と連携する意味と価値について、分かり易く説明してくれています。2ページ目、今、各界から大きく注目されている山口周さんの動画です。これからの社会の変化について、多くの気付きを与えてくれます。真ん中が、先月（8月27日）に校長研修会でオンラインで実施した、ESDの第一人者である手島利夫先生の講演です。多くの校長先生から、社会に開かれた教育課程の具体的編成方法の実例として非常に分かり易く、自校で実践したいという感想が聞かれました。ESDカレンダーは、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の設計図であり、役割分担と工程表にもなるものなので、理解の浸透と向上が期待されます。下は教育振興基本計画の策定委員会の委員にもなっている愛媛大学教職大学院の露口健司さんです。地域のつながりはソーシャルキャピタルという社会資本になりうるということを説明してくださっています。宇和島市の取り組みについて研究の視点で意味づけをしてくださっているように思います。私たち、地域の教育に携わる者として、是非、認識しておきたい知見が語られています。

次に3つのコップの絵が描かれた資料をごらんください。真ん中がこれまでの教育の姿。主語は教える側、学習者は受け手です。左はそれがうまくいってない場合を示しています。右はこれからの教育の方向性です。主語は学習者です。学びの当事者が、自ら主体的に学び取るというイメージです。とある、現役の先生にこのイラストを見てもらいました。「まさにこれです！」と、予想以上の合点具合でした。教員の願いでもあると言っていました。ただし、右にシフトする道のりはそれほど平坦ではないとも、おっしゃっていました。教育委員会として、どのような現場のサポートができるのか考えていきたいと思っています。

「水をすくうのではなく、水を交換する。」これは、佐渡島 庸平（さどしま ようへい）さんのNOTEというブログの記事にあるイラストです。描かれた樽は、グループであり、学級であり、学校であり、地域です。上はすくうだけ、下はすくう前にまず自分の経験や考え、思い、持っている知識や技術、価値観を入れて共有しています。みんなで持ち寄ったものをまぜまぜにして、そして持って帰っています。多様な単位で、多様な人が、持っているものをシェアしあい、新たな蓄積を創造しています。これが「対話的」学びを象徴するイラストになっていると思います。主

体的、対話的で深い学びによる、合意形成や新しい価値の創造。私たちが目指すこれからの教育の方向性を直感的に理解できるイラストだなどと思い、今回紹介させていただきました。

－ 委員からは特に意見なし。－

## (2) 付議事件

### ◎教育長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議案の内、議案第 40 号は人事案件であることから、非公開で審議をしたいと思います。賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

### ◎全委員

－ 挙手 －

### ◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、議案第 40 号は非公開で審議を行います。

それでは、まず公開議案から審議いたします。

最初に、議案第 38 号について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○生涯学習課課長

5 ページをお願いします。議案第 38 号 宇和島市学習交流センター条例の一部を改正する条例について、お諮りするものです。

提案理由は、宇和島市学習交流センター（パフィオうわじま）の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。

お手元にお配りしております別紙資料「宇和島市学習交流センター（パフィオうわじま）について」をご覧ください。概要についてわかりやすいので、この図を基に説明させていただきます。

宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」は、生涯学習センター、中央図書館、子育て支援センターからなる複合施設で、施設全体を学習交流センターとして、平成 31 年から運営しております。これまで、生涯学習センターについて指定管理者制度を導入していましたが、今年度で 3 年間の指定期間が終了するため、あらためて施設全体の管理運営について再検討した結果、生涯学習センターの管理運営に加え、建物全体であります学習交流センターと駐車場の管理も一括して指定管理させることで、施設全体の効率的かつ効果的な運営が見込まれることから、今回、学習交流センターの管理を指定管理者に行わせることができるように、学習交流センター条例の一部を改正しようとするものです。

なお、中身の中央図書館の運営は引き続き直営で、子育て支援センターは業務委託による運営を継続します。

また、今回、指定管理させる学習交流センターと生涯学習センターの指定期間につきましては、5 年を予定しております。

それでは、条例の中身につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。8 ページをご覧ください。右側が改正後です。第 3 条には、今ほどご説明させていただきました「学習交流センタ

一の構成」について規定しております。10 ページ、第 10 条から今回新たに加わるものです。第 10 条は、学習交流センターの全部又は一部の管理を指定管理者に行わせることができる規定、第 11 条は、その範囲として「施設の管理運営及び設備器具の維持保全」と規定します。また第 13 条には、駐車場の利用料金について、指定管理者の収入にできる旨を規定しております。

以上により、学習交流センターを指定管理できるようにすることで、生涯学習センターと一括管理運営できることになり、より指定管理制度のメリットが出るものと考えております。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。議案第 38 号について、原案どおり可決に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、原案どおり可決いたします。

次に、議案第 39 号について事務局から説明をお願いします。

○人権啓発課長

14 ページをご覧ください。議案第 39 号 宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要についてご説明させていただきます。20 ページをご覧ください。議案の内容について 1 枚にまとめておりますので、まずはこの資料から説明させていただきます。

改正の概要としては、現行条例は、施行から 15 年が経過し、設置当時と比較し国際化・情報化の進展が著しい現在におきましては、多種多様で複雑な差別事象が発生しており、様々な課題に対応していく必要がございます。そのため平成 28 年に施行された所謂「人権三法」を踏まえた、時代に即した包括的な条例に改正するものでございます。

次に改正の内容について、主な改正ポイントとしては、4 つございます。一つ目は、社会情勢の変化・人権三法について、二つ目は、教育及び啓発活動の充実、三つ目は、調査等の実施、最後の四つ目は、相談体制の充実で、これは、今回新たに条文を追加したものです。これらの 4 つのポイントを踏まえた一部改正とさせていただきます。

続いて 17 ページをご覧ください。新旧対照表にて、条ごとの主な改正部分についてご説明させていただきます。右側が改正後で変更・追加箇所は朱書きとしております。まず、前文を大きく改正し、部落差別をはじめ、様々な差別が存在していること、社会情勢の変化や人権三法を踏まえることを明記しております。

次に第1条では、「同和問題」を「部落差別」に改めております。

次の18ページをお願いします。第2条で市は、差別の解消に努める責務を有することとし、市の責務をより明確化にしております。第5条では啓発活動に、教育活動の充実を加え、教育及び啓発活動の充実努め差別を許さない人権意識の向上を図るものとする、ほぼ全文を改めております。

続いて、第6条で、調査等を実施・分析し施策に生かすこととしております。

次の19ページをご覧ください。最後、第8条に、新たに「相談体制の充実」を加え、市は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応じるために相談体制の充実努めることとしております。

また、その他、語句を一部修正等をしております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ◎教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

#### ◎木下委員

第8条の相談体制の充実というところですが、説明資料の4番目には、「あらゆる人権問題に関する相談に的確に応じるための体制の充実努める」と、現状ある隣保館や、法務局等の相談体制の充実などと、書かれてるんですけども、市の人権啓発課の方では、どのような体制で臨むのか、旧市内、吉田、三間、三間には隣保館がありますけれども、そこら辺の体制は具体的に決まっているのかどうか。できるだけ市民の方が相談しやすい体制を、お願いしたいのですが、どのようになっているのか、説明をお願いします。

#### ○人権啓発課長

ご説明いたします。隣保館については、人権啓発課の管轄になっております。無論、連携をいたしまして、隣保館で相談を受けましたら、人権啓発課にも報告があり、一体となって対応を検討しております。

また、現在も、隣保館で相談を受けております中で、法務局、また、職業に関しては、ハローワークとも連携しております。今後、この連携をまた密にして、相談体制の充実を図って参りたいと思っております。

それと、また隣保館の方からも、出向いて相談をお受けする、皆さんを見守りということも実施しておりますので、今後もそういった対応を継続して、今ある体制の充実を図って参ります。

#### ◎木下委員

ありがとうございます。相談に的確に応ずるための体制の充実と謳われておりますので、それぞれの各支所でも、相談する方が、相談しやすい体制を作っていただけるようお願いします。

#### ◎教育長

ありがとうございました。ご指摘いただいた点、よく踏まえた対応となれるよう検討をお願いしたいと思います。

その他、ございますか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。議案第 39 号について、原案どおり可決に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、原案どおり可決いたします。

続きまして、非公開案件を審議いたします。

◎教育長

議案第 40 号を上程する。

議案第 40 号

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了いたしましたので、会議を再度公開します。

(3) その他

◎教育長

その他ということで、他にございますか。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課です。お配りしております資料に沿いまして、伊達博物館改築事業に係る 3 委託事業のプロポーザル審査会の結果について、ご報告をいたします。

4 月の定例会の方で、これから受託候補者を特定していきますということをお伝えしたかと思いますが、受託候補者を特定しましたので、お知らせをいたします。

6 月以降、要領の公開や質疑応答、提案書の提出などを経まして、三つの業務委託につきまして、

それぞれプロポーザル審査会を行い、以下のように決まっております。

まず、展示設計業務についてです。博物館の内部の展示の計画等を含めた、見せ方などを計画していただく業務ですが、審査会が8月6日、参加した業者数が4、特定した受託候補者が株式会社丹青社関西支店としております。

二つ目、建築設計業務です。外部の本体設計や外構、公園の使い方等の提案をいただきました。審査会が9月3日、参加した業者数が5、それまでに6社より申込みがありましたので、一次審査の結果5社に絞りまして、特定した受託候補者が株式会社隈研吾建築都市設計事務所ということになります。

三つ目が、その二つの設計の支援業務、CM業務と呼んでおりますが、審査会が9月9日、参加した業者数が3、その中の特定した受託候補者が、明豊ファシリティワークス株式会社となりました。

今後、今月中の建替委員会での報告や意見、その他諸条件を整えまして、10月上旬に契約をする予定であります。

以上、報告を終わります。

#### ◎教育長

他にございますか。

#### ○伊達博物館長

伊達博物館の改築につきましては、どうぞよろしく願いいたします。

特別展のお知らせとお断りです。

毎年恒例の、秋の特別展を10月9日から開催いたします。「武家のPRIDE 武具の煌めき」ということで、四国各地の大家名家ゆかりの、武具、甲冑、刀などをお借りしまして展示します。大変変わった兜もありますので、どうぞご覧になりに来て下さい。

お断りです。10月9日の1日前に、例年、開展式というものを開催しておりました。教育委員の皆様には、参加していただき、盛り上げていただいていたわけなんですけども、新型コロナウイルス感染対策の影響ということで、今年は開展式自体を中止しましたので、ぜひ別の機会にお越しください。

#### ◎教育長

伊達博通信を読むを楽しみにしているのですが、小中学生、高校生も含めて、結構来てくれると思うのですが、コロナがありつつも、受け入れたり、声掛けしてる中で、何かよかったなとかいうような点はありますか。館長として、感じたことでも結構です。

#### ○伊達博物館長

子供たちは、結構、1学期に来てくれました。特に、二名小学校は、去年に引き続き同じ子供達に来てくれたのですが、毎年きても楽しめるような内容になってますので、何回でも、小学校の間に来てくれるような、そういう博物館になればいいなと考えています。

そして新しい博物館になったら、さらにもっと来ていただけるような、工夫を凝らした博物館にしていきたいと思っていますので、今から進めていきたいと、お答えにはなっていないかもし



れませんが、そういう感じです。

◎教育長

その他、ございますか。

○教育総務課長

教育総務課からひとつお知らせ、ご報告したいと思います。資料はないのですが、開会の時に教育長からもお話があったように、教育振興基本計画、当初4月に策定委員会の第1回を予定していたのですが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、いろいろな方々が行動制限等で、なかなか開催が思うように見込めなかったのですが、ようやく、10月11日、月曜日ですが、策定委員会の第1回目を開催したいと考えております。

こちらの方では骨子案の検討ということで、どうしても遅れてしまった分を密な形に、議論、検討していきたいというふうに考えており、今年度中に4回の予定で開催したいと考えておりますので、第一回の資料が近々出来上がるころなのですが、10月1日以降に、策定委員会が開催された概要を、また、10月の定例会の折に、資料とあわせてご説明を再度させていただいて、今年度中に何とか、間に合うように完成させたいと考えております。

◎教育長

その他に、何かありますか。

◎木下委員

学校関係ですけれども、コロナのこういう状況で、修学旅行も延期されてると思いますが、特に中学生は、昨年も行けることが出来てないんですよね。その辺り、中学校や小学校の修学旅行がどうなるのか、今の段階で教えていただいたらと思います。

○学校教育課課長補佐

10月ごろから、順次修学旅行に行く学校があるのですが、感染対策期が終わったら、多分感染警戒期、特別警戒期間になります。その間は、県外には出られないということで、その間に実施する場合は県内での修学旅行、特別警戒期間から警戒期間に変わった後は、感染拡大地域ではない県外に行くような形で、どの学校も計画を立てております。

◎木下委員

もうこればかりはコロナの状況次第ということで、今、他の地域も下火にはなってきましたけれども、また秋ごろから寒くなると、状況がどう変わるかもわからないということで、できるだけ、特に中学生、行くことが出来ていない生徒が、受験とかに差し障りのない時期に、是非とも県内でもどこでも、良い思い出作りのために、行かせてあげたらと思います。

また昨年、小学校の場合は、しまなみ、今治方面に行って、松野の森の国ホテルへ泊まったということで、「割と、よかったよ」というご意見もいただいておりますので、県内で行く場合も、子供たちが楽しめて、学べるようなところをぜひ選んで、小学生も修学旅行を、今年度中に行けるようにしていただいたらと思います。

◎教育長

ありがとうございました。その他ございますか。

◎浅井委員

この2年、コロナで学校生活そのものが、子供たちも親も、根本から変わっていったのではないかと思うのですが、その中で、いわゆる不登校の児童生徒、いじめ、児童虐待、非行的なもの。この四つについて、コロナの前と、この2年で、宇和島市がどうなのか、今、もし数字的にわからなかったら、来月でも構いませんが、少し教えていただけたらと思うのですが。

○学校教育課課長補佐

不登校といじめ、非行事例について、件数的にはコロナの前と後で、特に変化は見られておりません。あまり影響は見られないと思います。

児童虐待については、**今**件数を把握できておりませんので、次回ということによろしいでしょうか。

○教育部長

補足的に申し上げますと、学校現場につきましては、今ほど学校教育課課長補佐の方から申し上げたところですが、今日即答できなかった部分につきましては、少しお時間いただきたいと思っております。

加えましてですね、6月の議会で、ある議員の方から「今の世の中、ネット社会で、特にコロナに関する、或いは部落差別等々も含めて、SNS等のネット上での、差別案件、これについてすごく問題視をしているが、それについて市の教育委員会としてはどう考えているのか」というご質問を受けました。それに対する回答といたしまして、「これは、宇和島市だけの問題でなくて全国的な問題ではあるんですが、特に愛媛県でも問題視はしていると、愛媛県としては年明けをめどに、全県的に、それに対するモニタリング調査を実施するというに、もうされておりました、その具体的な要項について年明けにお示しになると、宇和島市といたしましては、それを指くわえて待つということではなくて、先んじて、やはりこの問題については取り組む必要があると考えている」ということで、来月にもですね、このモニタリング調査を宇和島市独自で開始をして、その差別案件について、そこはいじめに繋がるということももちろんなのですが、調査をすることといたしております。補足として申し上げます。

◎浅井委員

質問させていただいたのは、コロナの対応に追われて、そっちの方がおろそかになってもいけないと思うので、今はあまり変わらないというお話だったんですが、全国的にも、そういう事例もちらほら聞いたりもするので、コロナの対応で大変なのは重々承知しているのですが、そちらの方を先取りというか、早め早めの対応も大切かと思い、質問させていただきました。

◎教育長

他ございますか。

◎弓削委員

タブレットを1人1台持っていて、すごく活用されている場面も感じてるんですけど、逆に、タブレットでゲームとかもできるようになっていて、そういうことの管理は、各学校、各担任の先生にお任せという形なんですか。

○学校教育課課長補佐

夏休みまでは学校任せであったんですが、夏休み期間中にすべてのタブレットの設定を変えまして、時間制限、この時間からはもう使えないというような設定を、すべてのタブレットに行いました。

ある程度、その制限容量を超えた児童・生徒についてはこちらで把握できますので、学校に連絡をして、「大丈夫ですか、ちょっと確認してください」というふうに、注意を喚起するようにしております。

◎弓削委員

ありがとうございます。子ども教室で、「これは勉強に使うものなので、ゲームはしてはいけない」という児童と、やり放題している児童がいて、ちょっと気になりました。度を超して使用している児童は、制限がかかってできなくなるということですね。

○学校教育課課長補佐

はい。

◎弓削委員

その方がいいと思います。

それともう一ついいですか。以前、給食センターのことで、作業場が暑くて、熱中症になるというので、どうにかしてあげて欲しいということをお願いしたんですけど、早速対応をしていただいたということを知りました。ありがとうございます。

◎教育長

他、ございますでしょうか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは次回の日程について。

－ 協議のうえ、教育委員会 10 月定例会を 10 月 29 日に開催することを決定する。－

(4)閉会宣言（午後 4 時 36 分）

◎教育長

以上をもちまして、9 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。